

令和元年 12月9日

まちづくり委員会資料

陳情の審査

陳情第 13号 車椅子対応トイレにリフターの設置を要望
する陳情

資料

陳情第 13号 車椅子対応トイレにリフターの設置を要望する陳情

参考資料 1

川崎市福祉のまちづくり条例 (抜粋)

参考資料 2

川崎市福祉のまちづくり条例施行規則 (抜粋)

参考資料 3

川崎市福祉のまちづくり条例整備マニュアル (抜粋)

まちづくり局

1 介護リフトについて

介護リフトは、要介護者の安全な移乗や介助者の介助負担(腱鞘炎や腰痛予防)の軽減のための電動巻き上式の装置で、主に車いす等から浴室の浴槽、ベッド、トイレの便器等への移乗を安全かつ円滑に行うために設置される。

介護リフトは、要介護者を安全にベッド等に移乗させるために、介護リフトの操作に関する知識を持った介助者が操作し利用する福祉用具である。

介護リフトの使用にあたっては、落下による死亡事故等の事例もあることから、介護リフトの定期的なメンテナンスを行いつつ、吊り具(スリング)の装脱着方法や介護リフトへの固定・操作、声かけ等取り扱いに関する訓練を施設管理者や介助者が受け、使用する必要がある。



【介護リフト使用例】

2 川崎市福祉のまちづくり条例について

本市では、福祉のまちづくりを推進し、すべての市民が住み慣れた地域社会において、安心して快適な生活を営み、積極的に社会参加を行いながら心豊かな生活を送ることができるよう、バリアフリー法及び川崎市福祉のまちづくり条例(以下「条例」)に基づき、不特定多数の市民の方々を利用する公共的施設*に関するバリアフリー化の整備基準を定め、新築・増築等をする場合には、計画に対する事前協議制度を設け、バリアフリー化の促進を図っている。

※公共的施設：官公庁、社会福祉施設、病院、学校、ホテル、商業施設、鉄道の駅、公園等

- H 9. 7月 川崎市福祉のまちづくり条例 制定[平成10年1月施行]
- H18.12月 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法) 施行
- H21.10月 川崎市福祉のまちづくり条例改正施行 及び 川崎市福祉のまちづくり条例整備マニュアル発行

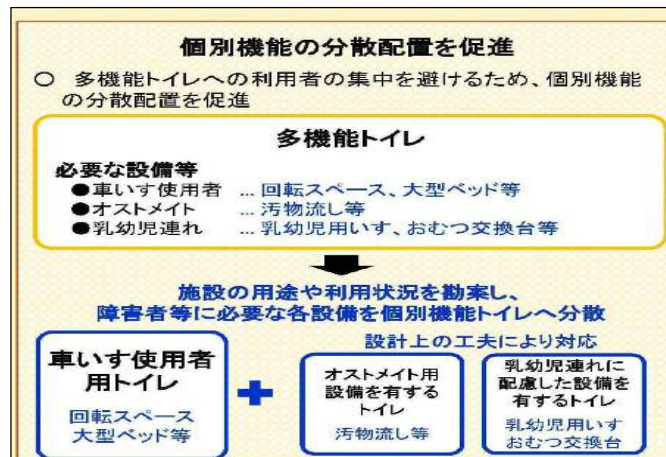
3 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(国土交通省監修)

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(以下「建築設計標準」とは、すべての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして国が定めたもので、平成29年3月に改訂されている。

【設計の考え方】

建築設計標準の改訂において、多機能トイレについては、利用者の集中を避けるため、個別機能の分散配置を促進する方針が掲げられ、「車いす使用者用トイレ」、「オストメイト用設備を有するトイレ」さらに、高齢者、障害者、乳幼児連れ利用者等の多様なニーズを踏まえた設備の設置を検討する考え方が示された。

車いす使用者用トイレについては、排泄介助の脱衣等のための大型ベッドの設置が推奨されているが、介護リフトについては示されていない。



4 条例の整備基準及び整備マニュアル

(1) 条例の整備基準

条例では、「出入口」「廊下・階段」「エレベーター」「便所」「駐車場」等の項目に関し、詳細な整備基準を施行規則で定め、公共的施設の建築等の際、整備基準の遵守を求め、事前協議で指導している。

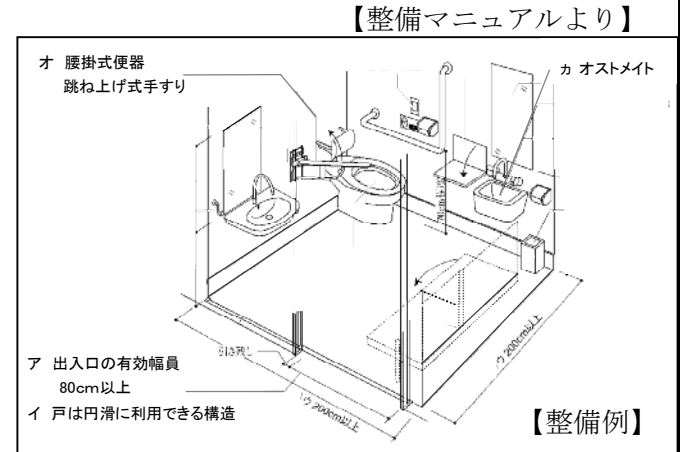
また、国の建築設計標準を参考に策定した整備マニュアルでは、条例の解説のほか事例等を掲載し整備内容を紹介している。

(2) 多機能トイレの整備基準

- ア 出入口の幅員：80cm以上
- イ 出入口の戸の構造：円滑に利用できる構造
- ウ 広さ：2m×2m以上
- エ 段：段を設けない
- オ 便器・手すり：腰掛式便器で手すり設置
- カ 水洗器具：オストメイト設置

(3) 他の政令市の条例・整備マニュアル等

- 条例を制定し、整備基準を定めている：7政令市
- 整備マニュアルを策定している：7政令市
- 介護リフトを記載している：なし



【整備マニュアルより】

【整備例】

5 市有施設の介護リフトの設置状況

- 市有施設には、下記の高齢者、障害者等の13施設に設置している。
 - ・高齢者施設 6施設(特別養護老人ホーム等)
 - ・障害者施設 6施設(障害者支援施設、障害者通所事業所等)
 - ・医療施設 1施設(市立川崎病院)



天井吊り下げ式 介護リフト

【障害者施設での設置例】

6 障害者総合支援法について

障害者総合支援法とは、障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としており、障害者の外出時における身体介護などを含む移動を支援する制度として、同法に規定されている居宅介護(第5条第2項)、重度訪問介護(第5条第3項)、同行援護(第5条第3項)、行動援護(第5条第4項)及び市町村の地域生活支援事業として移動支援(第77条第1項第8号)がある。

7 陳情要旨に対する本市の見解

陳情に対する市の考え方としては、建物所有者の判断により施設の実態に応じたバリアフリー整備を行う中で介護リフトの設置を行っている例もあり、また、障害福祉サービスには障害者の外出時における身体介護などを含む移動を支援する制度もあることから、今後もこうした社会資源や障害福祉サービスを有効かつ適正に活用することで対応してまいります。

また、「条例」並びに「整備マニュアル」に追加記載することについては、介護リフトの使用は、施設管理者の適切な管理のもと、訓練を積んだ介助者が操作することを前提とした福祉用具で、安全性を確保した上での利用環境が欠かせないものであり、又その他のバリアフリー設備の整備とのバランス等もあることから、国の動向を注視し調査研究してまいります。

【抜粋】

川崎市福祉のまちづくり条例

平成9年7月1日 条例 第36号

最近改正 平成21年3月26日 条例 第11号

目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 福祉のまちづくりの基本方針等（第7条～第9条）

第3章 施設の整備

第1節 公共的施設の整備（第10条～第14条）

第2節 指定施設の整備（第15条～第22条）

第3節 公共車両等、公共的工物及び住宅の整備（第23条～第25条）

第4章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づく事項（第26条～第35条）

第5章 雑則（第36条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、すべての市民が住み慣れた地域社会において安心して快適な生活を営み、積極的に社会参加を行い、及び心豊かな生活を送ることができるよう行われる福祉のまちづくりに関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、並びに市の基本方針に基づく施策について定めるとともに、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できる施設の整備について必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりの総合的推進を図り、もって市民の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

2 この条例において「公共的施設」とは、官公庁の施設、社会福祉施設、医療施設、教育文化施設、公共交通機関の施設、宿泊施設、商業施設、共同住宅、事務所、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。

（市の責任）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に実施する責務を有する。

2 市は、自ら設置し、又は管理する施設について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、福祉のまちづくりの重要性及び自らの事業活動が地域社会と密接な関係にあることを認識し、自ら設置し、又は管理する施設について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めるとともに、他の事業者と協力して福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、福祉のまちづくりの重要性及び地域社会の一員としての自らの役割を認識し、相互に協力して福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 市民は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備された施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

(協力及び連携)

第6条 市、事業者及び市民は、相互に協力し、及び連携し、一体となって福祉のまちづくりを推進しなければならない。

第2章 福祉のまちづくりの基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、福祉のまちづくりを推進するため、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的に実施するものとする。

(1) すべての市民が、福祉のまちづくりに関する理解を深めるとともに、積極的に福祉のまちづくりに取り組むよう意識の高揚を図ること。

(2) 高齢者、障害者等が、安全かつ快適に利用できるよう施設を相互の連携に配慮して整備すること。

(情報の提供等)

第8条 市は、事業者及び市民に対し、福祉のまちづくりに関する情報の提供、技術的指導又は助言を行うものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、福祉のまちづくりを推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 施設の整備

第1節 公共的施設の整備

(整備基準)

第10条 市長は、公共的施設の構造及び設備等の整備に関し、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるものとするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるも

のとする。

2 整備基準は、次に掲げる事項について、公共的施設の種類の区分に応じて規則で定める。

- (1) 出入口に関する事項
- (2) 廊下及び階段に関する事項
- (3) エレベーターに関する事項
- (4) 便所に関する事項
- (5) 駐車場に関する事項
- (6) 案内標示及び視覚障害者誘導施設に関する事項
- (7) 歩道及び公園の園路に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、高齢者、障害者等の利用に配慮すべき事項
(整備基準の遵守)

第11条 公共的施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更、大規模の修繕又は大規模の模様替え（以下「新築等」という。）をしようとする者は、整備基準を遵守しなければならない。ただし、整備基準を遵守した場合と同等以上に高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用することができるものと認められる場合又は規模、構造、地形の状況等により整備基準を遵守することが困難であると認められる場合は、この限りでない。

(既存施設の整備)

第12条 この条例の施行の際現に存する公共的施設（新築等の工事中のものを含む。以下「既存施設」という。）を設置し、又は管理する者は、当該既存施設について、整備基準に適合させるよう努めなければならない。

(維持及び保全)

第13条 公共的施設を設置し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させた場合は、当該適合させた部分の機能の維持及び保全に努めなければならない。

(整備基準適合証の交付)

第14条 公共的施設を設置し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させているときは、市長に対し、規則で定めるところにより、整備基準に適合していることを証する証票（以下「整備基準適合証」という。）の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合において、当該公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、整備基準適合証を交付するものとする。

第2節 指定施設の整備

(事前協議)

第15条 公共的施設で規則で定める種類及び規模のもの（以下「指定施設」という。）の新築等をしようとする者は、その計画（整備基準に適合させるべき部分を含まない計画を除く。）について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に協議しなければならない。これを変更しようとする場合（規則で定める軽微な変更の場合を除く。）も、同様とする。

(指導又は助言)

第16条 市長は、前条の規定による協議があった場合において、当該協議に係る指定施設

の新築等の計画が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(工事完了の届出、完了検査等)

第17条 第15条の規定による協議をした者は、当該協議に係る指定施設の新築等の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出て、当該指定施設の構造及び設備等に関し市長の検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出をしない者に対し、当該届出をするよう指導を行うことができる。

3 市長は、第1項の規定による検査を行った場合において、第15条の規定により行われた協議の内容と異なると認めるときは、工事完了の届出をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(勧告)

第18条 市長は、第15条の規定による協議を行わずに工事に着手した者に対し、当該協議を行うべきことを勧告することができる。

2 市長は、前条第2項の規定による指導を受けた者が、正当な理由なく指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告することができる。

3 市長は、第15条の規定による協議をした者が、当該協議の内容と異なった工事を行った場合で前条第3項に規定する指導又は助言に正当な理由なく従わないときは、当該指導又は助言に従うよう勧告することができる。

(公表)

第19条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に応じないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

川崎市福祉のまちづくり条例施行規則

別表第 2 (第 3 条関係)

公共交通機関の施設、鉄道の駅と一体として利用される施設、道路及び公園以外の公共的施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
8 便所	<p>(1) 別表第 1 の 1、2、3 (病室を有しない施設にあつては、用途面積が300平方メートル以上のものに限る。)、4、7、8 ((1) から(5)までの施設及び用途面積が500平方メートル以上の(7)から(17)までの施設に限る。)、9、10、11((4) の施設にあつては、用途面積が500平方メートル以上のものに限る。) 及び12に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供する便所を設ける場合は、車いす使用者を始めとするすべての利用者が円滑に利用できる便房 (以下「多機能便房」という。) を有する便所 (以下「多機能トイレ」という。) を 1 以上 (男女用の区別があるときは、それぞれ 1 以上) 設けることとし、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 便所及び多機能便房の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 便所及び多機能便房の出入口の戸は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</p> <p>ウ 多機能便房の幅及び奥行きの内法 (のり) は、それぞれ200センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、一方を150センチメートル以上とすることができる。</p> <p>エ 便所及び多機能便房の出入口には、車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、車いす使用者が円滑に通過できる構造とすること。</p> <p>オ 多機能便房内の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。</p> <p>カ 多機能便房内の附属器具は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるものとし、緊急通報装置を必要に応じて設けること。</p> <p>キ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p>

ク 多機能便房内には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。

ケ 多機能便房内に荷物台を設置するよう努めること。

コ 多機能トイレは、外部出入口のある階及び施設規模に応じて複数階に設けるよう努めること。

サ 出入口には、多機能トイレである旨を表示すること。

シ 小便器を設ける場合は、1以上の小便器は、手すり付きの床置き式、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）等とすること。

ス 1以上の便房内には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けること。

(2) 多機能トイレ以外に利用者の利用に供する便所を設ける場合は、1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）の便所は、次に定める構造とすること。ただし、別表第1の8((6)の施設及び用途面積が200平方メートル未満の(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設は、この限りでない。

ア 便所及び1以上の便房の出入口の有効幅員は、それぞれ80センチメートル以上とすること。

イ 便所及び便房の出入口には、車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、車いす使用者が円滑に通過できる構造とすること。

ウ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。

エ 1以上の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。

オ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を1以上設けること。

カ 小便器を設ける場合は、1以上の小便器は、手すり付きの床置き式、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）等とすること。

川崎市福祉のまちづくり条例整備マニュアル

1 建築物等に関する整備基準

8

便所

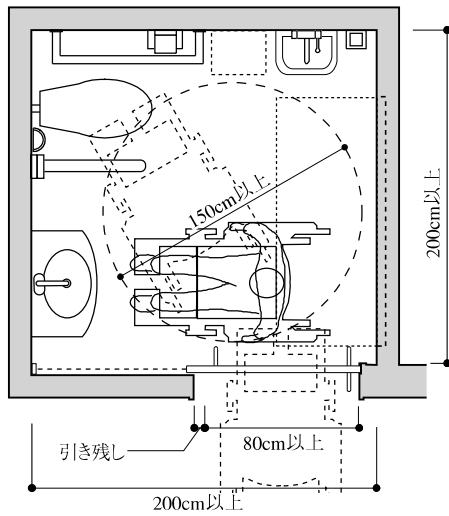
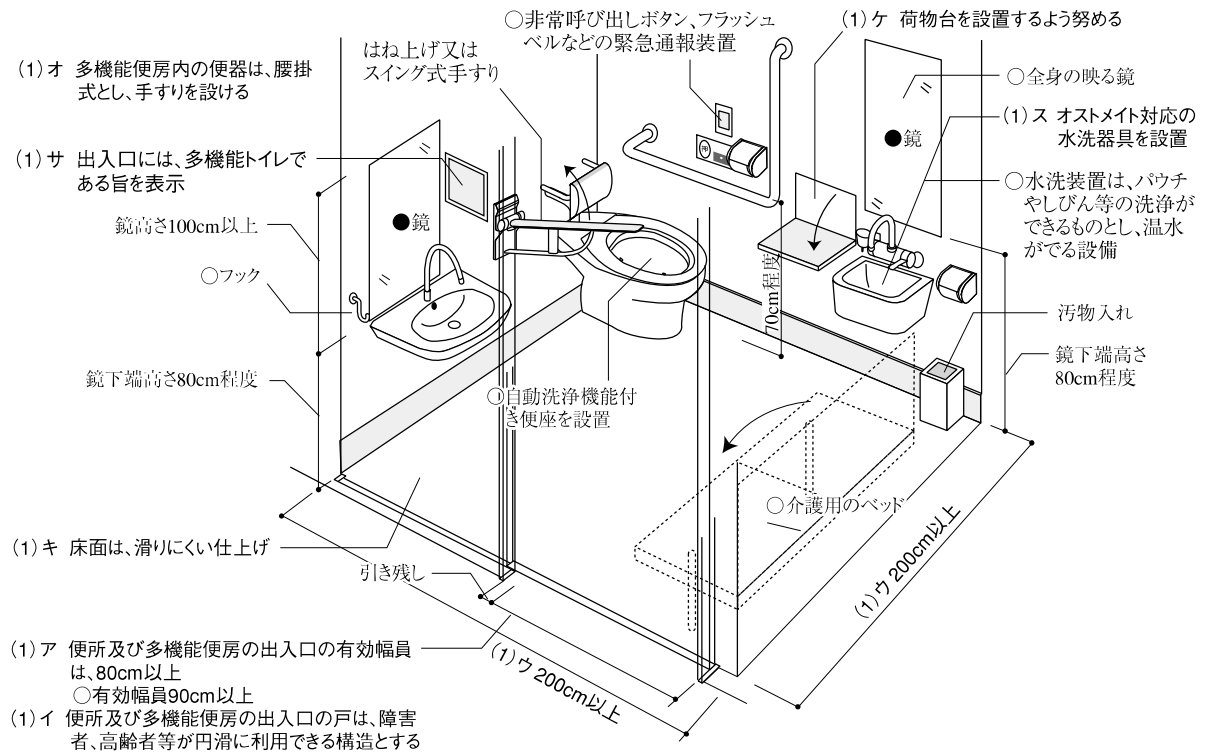
整備の基本的な考え方

- ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、車いす使用者をはじめだれもが利用しやすい便所「多機能トイレ」を1以上整備する。
- 多機能トイレが整備されていることを知らせる表示を分かりやすく行なう。
- 多機能トイレ以外の便所を設ける場合にも、障害者、高齢者及び小さな子供を連れた人が利用しやすい便房を1以上整備する。
- 便所が男女別に設けられている場合は、利用しやすい便房をそれぞれ1以上整備する。

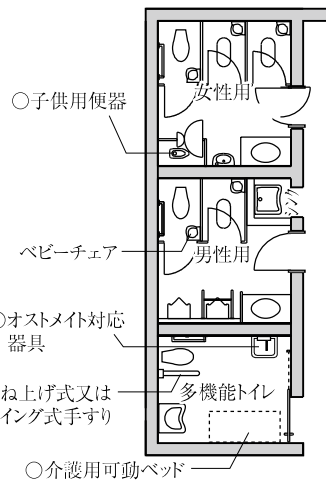
整備基準	解説	望ましい水準	
(1) 別表第1の1、2、3(病室を有しない施設にあっては、用途面積が300㎡以上のものに限る。)、4、7、8(1)から(5)までの施設及び用途面積が500㎡以上の(7)から(17)までの施設に限る。)、9、10、11(4)の施設にあっては、用途面積が500㎡以上のものに限る。))及び12に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供する便所を設ける場合は、車いす使用者を始めとするすべての利用者が円滑に利用できる便房(以下「多機能便房」という。)を有する便所(以下「多機能トイレ」という。)を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けることとし、次に定める構造とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ●多機能トイレは利用しやすい場所に設けること。 ●「別表第1の1、2、3(病室を有しない施設にあっては、用途面積が300㎡以上のものに限る。)、4、7、8(1)から(5)までの施設及び用途面積が500㎡以上の(7)から(17)までの施設に限る。))、9、10、11(4)の施設にあっては、用途面積が500㎡以上のものに限る。))及び12に掲げる公共的施設」 ①官公庁の施設、社会福祉施設、医療施設(病室を有しない施設は用途面積300㎡以上のものに限る。)、教育文化施設、宿泊施設、金融機関の店舗、ガス事業者営業所、電気事業者営業所、電気通信事業者営業所、冠婚葬祭施設 ②用途面積500㎡以上の調剤薬局、物品販売店舗(コンビニエンスストア、調剤薬局を除く。)、飲食店、理容所、質屋、クリーニング所、宅地建物取引業事業所、旅行業営業所、美容所、貸衣装屋、劇場等 ③共同住宅、事務所、地下街等、公衆便所、公衆浴場、路外駐車場、展示場、体育館等、寄宿舎、工場、複合施設 	○公共的施設においては、多機能トイレを設けること。	
ア 出入口の幅員	便所及び多機能便房の出入口の有効幅員は、80cm以上とすること。	●フランス落とし等の金具で固定された戸の部分は、有効幅員に含まない。また、建具を開放したときに、ドアの厚みや把手の飛び出し等を考慮し、実際に通過できる幅員を指す。	○有効幅員は、90cm以上とすること。
イ 出入口の戸の構造	便所及び多機能便房の出入口の戸は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。	●出入口の戸は、原則として引き戸とすること。 ●鍵は、指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造のものとし、非常時に外から開錠できるようにすること。	○便所の戸は、開閉時間の調整ができるものとする。 ○ドアノックセンサーを設置すること。
ウ 多機能便房の広さ	多機能便房の幅及び奥行きの内法は、それぞれ200cm以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、一方を150cm以上とすることができる。		
エ 段	便所及び多機能便房の出入口には、車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、車いす使用者が円滑に通過できる構造とすること。		
オ 便器・手すり	多機能便房内の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ●腰掛便座の形状は、車いすのフットレストがあたることで使用時の障害になりにくいものとする。 ●腰掛便座には、車いすからの移乗を補助したり、使用中の姿勢を安定させる手すりを設けること。 ●手すりは、握りやすいものとする。 ●壁と手すりの間隔は、排泄動作等の安定を図るために20cm程度の間隔をとる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自動洗浄機能付き便座を設置すること。 ○ベビーチェア等を設置すること。 ○非常呼び出しボタン、フラッシュバルなどの緊急通報装置を設置すること。 ○便器の背後に背もたれを設けること。
カ 附属器具	多機能便房内の附属器具は、障害者、高齢者等が円滑に利用できるものとし、緊急通報装置を必要に応じて設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ●洗浄装置のレバー等は、障害者等が操作しやすい形状とし、適切な位置に設置すること。 ●ペーパーホルダーは、適切な位置に設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○全身の映る鏡を設置すること。 ○介護用のベッドを設けること。 ○便所内に子供用の便器を併設すること。
キ 床面の仕上げ	床面は、滑りにくい仕上げとすること。	●雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。	

整備基準		解説	望ましい水準
ク 洗面器	多機能便房内には、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ●洗面器は、移動の支障とならない場所に設けること。 ●洗面器の下部には、原則として、車いす前部の収納を考慮した、高さ65cm程度、奥行き45cm程度のけこみを設けること。 ●洗面所の水栓は、レバー式、光感应式など簡単に操作できるものとする。 ●原則として、鏡を適切な位置に設けること。 	
ケ 荷物台	多機能便房内に荷物台を設置するよう努めること。	●手荷物を置ける棚などのスペースを設置すること。	○荷物をかけることのできるフックを設置すること。このフックは、立位者、車いす使用者の顔面に危険のない形状、位置とするとともに、1以上は、車いすに乗った状態で使用できるものとする。
コ 設置階	多機能トイレは、外部出入口のある階及び施設規模に応じて複数階に設けるよう努めること。		○多機能トイレは、各階ごとに設けるなど利用者の利用に配慮して複数設けること。
サ 表示	出入口には、多機能トイレであることを表示すること。	●車いす使用者だけでなく、だれもが利用できる便所であることを点字等で表示すること。	
シ 小便器	小便器を設ける場合は、1以上の小便器は、手すり付きの床置き式、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）等とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ●「床置き式」とは、床置き式又はリップの高さが床置き式と同程度のものをいう。 ●小便器の手すりは、つえ使用者等の歩行困難者が左右の手すりにつかまるか、胸あて用の手すりに胸をつけて不安定な身体を支えながら用を足せる構造とすること。 	○手すり付き床置き式等の小便器は、便所の入口の一番近いところに設置すること。
ス 水洗器具	1以上の便房内には、障害者、高齢者等が円滑に利用することのできる構造の水洗器具を設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ●水洗器具は、フラッシュバルブがある汚物流し台を設けた水栓とすること。 ●水洗器具の高さは70cm程度とすること。 	○水洗器具はバウチやしびん等の洗浄ができるものとし、温水がでる設備を設けること（オストメイト対応）。
(2) 多機能トイレ以外に利用者の利用に供する便所を設ける場合は、1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）の便所は、次に定める構造とすること。ただし、別表第1の8（6）の施設及び用途面積が200㎡未満の（7）の施設に限る。）に掲げる公共的施設は、この限りでない。		<ul style="list-style-type: none"> ●便所内の通路等は、車いす使用者等が利用できる幅員を確保すること。 ●「別表第1の8（6）の施設及び用途面積が200㎡未満の（7）の施設に限る。」に掲げる公共的施設：コンビニエンスストア、用途面積200㎡未満の調剤薬局 	○公共的施設において多機能トイレ以外のトイレを設ける場合にあっては、それぞれの階に1以上を8の項（2）に定める構造とすること。 ○便所内の通路等は車いす使用者が利用できる幅員を十分に確保すること。
ア 出入口の幅員	便所及び1以上の便房の出入口の有効幅員は、それぞれ80cm以上とすること。	●フランス落とし等の金具で固定された戸の部分は、有効幅員に含まない。また、建具を開放したときに、ドアの厚みや把手の飛び出し等を考慮し、実際に通過できる幅員を指す。	○ドアノックセンサーを設置すること。
イ 段	便所及び便房の出入口には、車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、車いす使用者が円滑に通過できる構造とすること。		
ウ 床面の仕上げ	床面は、滑りにくい仕上げとすること。	●雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。	
エ 便器・手すり	1以上の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ●腰掛便座には、歩行困難者の立ち居を補助したり、用便中の姿勢を安定させる手すりを設けること。 ●洗浄装置のレバー等は、障害者等が操作のしやすい形状とし、適切な位置に設置すること。 ●ペーパーホルダーは、適切な位置に設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自動洗浄機能付き便座を設置すること。 ○ベビーチェア等を設置すること。 ○非常呼び出しボタン、フラッシュベルなどの緊急通報装置を設置すること。 ○便器の背後に背もたれを設けること。
オ 洗面器	障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造の洗面器を1以上設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ●洗面器は、通行の支障とならない場所に設け、手すりは、原則として、両側に取り付けること。 ●洗面器の下部には、原則として、車いす前部の収納を考慮した、高さ65cm程度、奥行き45cm程度のけこみを設けること。 ●洗面所の水栓は、レバー式、光感应式など簡単に操作できるものとする。 ●原則として、鏡を適切な位置に設けること。 	
カ 小便器	小便器を設ける場合は、1以上の小便器は、手すり付きの床置き式、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）等とすること。	●8の項（1）のシの解説を参照のこと。	○8の項（1）のシの望ましい水準を参照のこと。

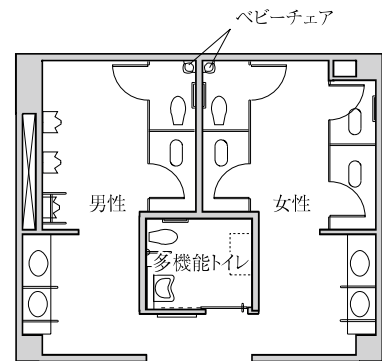
□多機能トイレの整備例



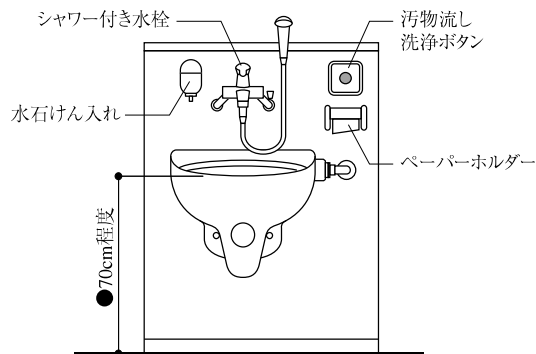
●便所配置例(1)



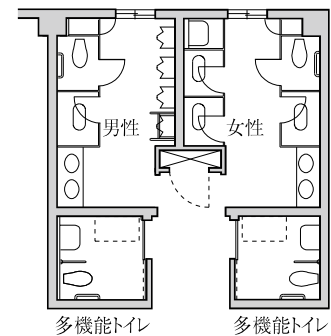
●便所配置例(2)



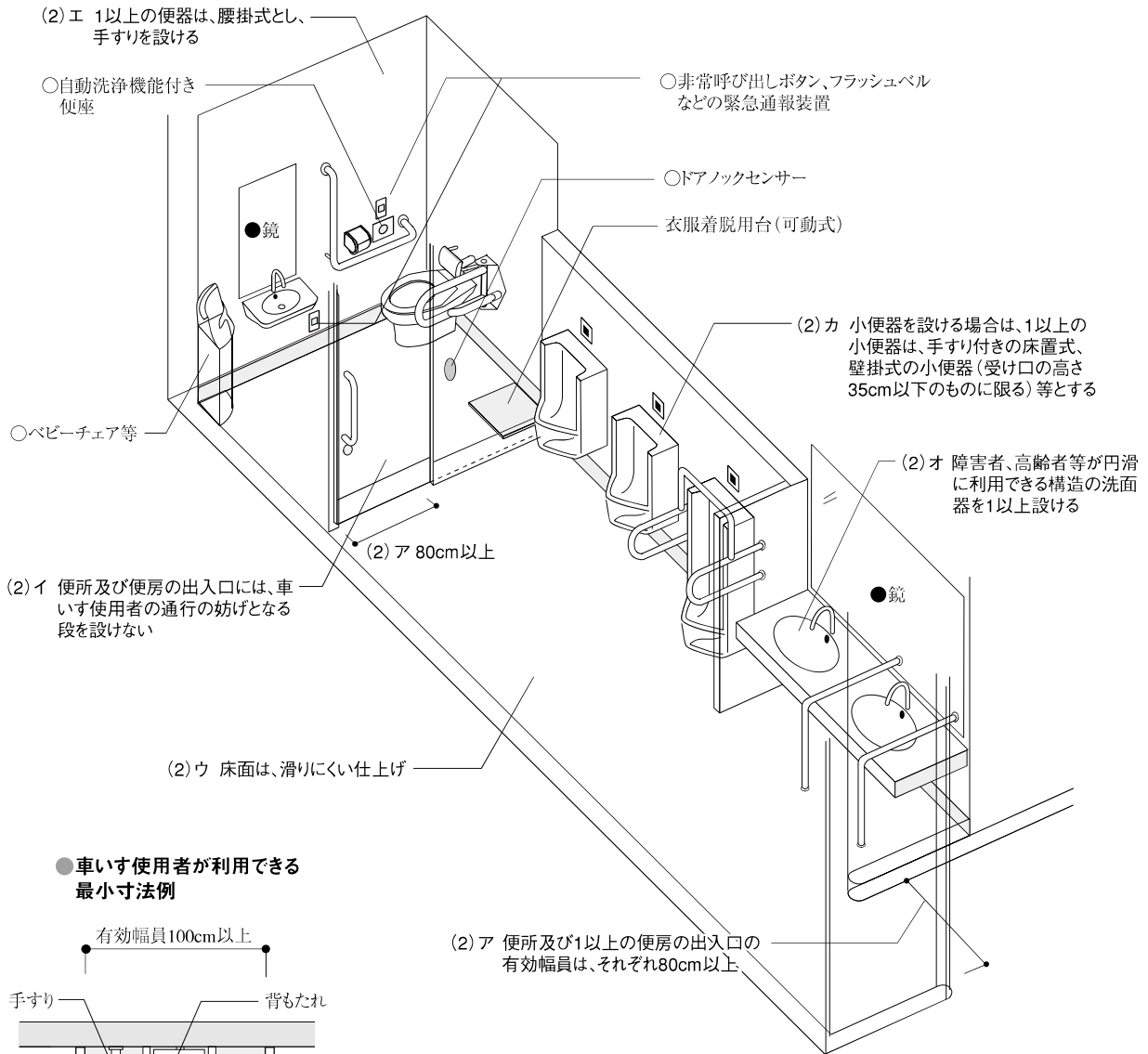
●オストメイト対応の水洗器具例



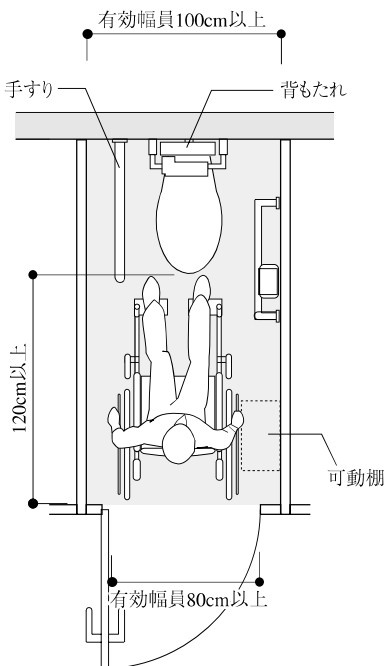
●便所配置例(3)



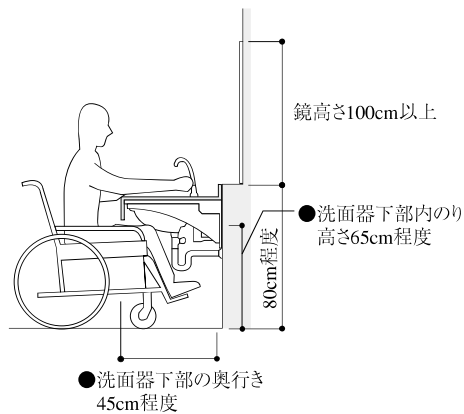
□多機能トイレ以外のトイレの整備例



●車いす使用者が利用できる最小寸法例



●洗面器まわりの寸法例



●ベビーチェア設置例

